

交通安全施設等の維持管理に関する要綱の制定について（例規通達）

平成28年 5 月 30 日

本部（交規）第20号

〔沿革〕 平成29年 8 月本部（警務）第31号、令和 3 年12月本部（交規）第62号、8 年 3 月本部（警務）第17号改正

交通安全施設等の維持管理に関する要綱を別添のとおり制定し、平成28年 6 月 1 日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

なお、交通信号機管理要綱の制定について（昭和44年12月 9 日付け交企発第473号）は、廃止する。

別添

交通安全施設等の維持管理に関する要綱

第 1 目的

この要綱は、新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は警察署長が法令の規定に基づいて行う交通安全施設等の維持管理について、適正を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 交通安全施設等の定義

この要綱に定める交通安全施設等の種別及び定義は、次のとおりとする。

(1) 交通信号機

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第14号に規定する信号機及びこれに付帯する設備をいう。

(2) 道路標識

法第 2 条第 1 項第15号に規定する道路標識及びこれに付帯する設備をいう。

(3) 道路標示

法第 2 条第 1 項第16号に規定する道路標示をいう。

(4) 交通管制センター中央装置（以下「中央装置」という。）

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和41年政令第103号。以下「令」という。）第 1 条第 1 項で示す施設のうち、交通管制センター及び関係警察署内に設置された施設をいう。

(5) 交通管制センター端末装置（以下「端末装置」という。）

令第 1 条第 1 項で示す施設のうち、中央装置以外の施設をいう。

第 3 基本方針

交通安全施設等の維持管理に当たっては、適法性及び視認性を確保するとともに、損傷、障害、滅失その他の理由により、その効用が損なわれ、又は他人に危害を及ぼすことのないように配慮しなければならない。

第 4 体制

交通安全施設等の維持管理及び責任の体制は、次のとおりとする。

1 総括管理責任者

(1) 県本部に総括管理責任者を置く。

- (2) 総括管理責任者には、交通部交通規制課長をもって充てる。
- (3) 総括管理責任者は、交通安全施設等の維持管理について、その責に任ずるとともに、3に定める管理責任者を指導するものとする。

2 総括取扱責任者

- (1) 県本部に総括取扱責任者を置く。
- (2) 総括取扱責任者には、交通規制課交通管制センター長及び同課担当課長補佐をもって充てる。
- (3) 総括取扱責任者は、総括管理責任者の指揮を受けて4に定める取扱責任者を指導し、交通安全施設等の維持管理について、全般的な事務を処理する。

3 管理責任者

- (1) 警察署及び高速道路交通警察隊（以下「署等」という。）に管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者には、警察署長又は高速道路交通警察隊長をもって充てる。
- (3) 管理責任者は、総括管理責任者の指導を受け、管内に設置された交通安全施設等の維持管理について、その責に任ずる。

4 取扱責任者

- (1) 署等に取扱責任者を置く。
- (2) 取扱責任者には、警察署にあっては交通課長又は地域交通課長、高速道路交通警察隊にあっては分駐隊長をもって充てる。
- (3) 取扱責任者は、管理責任者の指揮を受けるとともに、総括取扱責任者の指導を受け、管内に設置された交通安全施設等の適正な維持管理に当たるものとする。

第5 保守管理及び点検

1 総括管理責任者の保守管理

総括管理責任者は、交通安全施設等の機能を維持するため、適正な保守管理を行うものとする。

2 管理責任者の点検

管理責任者は、交通安全施設等の適正な維持管理を図るため、次の点検を行うものとする。

(1) 常時点検

警ら、その他通常活動を通じて、外観状況、視認性、その他異常の有無の点検を行うこと。

(2) 定期点検

点検週間、点検月間等を設定し、定期的かつ計画的に対象地域等を定めた点検を行うこと。

交通安全施設等の点検を業務委託する場合は、委託内容に係る業務を定期点検に代えることができる。

(3) 特別点検

風水害、落雷等の異常気象、その他の理由により交通安全施設等に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合に、異常の有無の点検を行うこと。

3 点検事項

点検は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 交通信号機

- ア 信号機の設置場所及び信号灯器の設置角度
- イ 信号制御機、信号柱及び信号灯器の損傷、汚損並びに腐食の状況
- ウ 信号現示、周期等の適合性
- エ 沿道の樹木、広告物、照明、道路標識等による視認性
- オ その他必要な事項

(2) 道路標識

- ア 標識板及び標識柱の設置場所並びに設置角度
- イ 標識板及び標識柱の損傷、汚損並びに腐食の状況
- ウ 標識板の反射塗料の剥離状況
- エ 標識板及び標識柱の固定状況
- オ 沿道の樹木、広告物等による視認性
- カ その他必要な事項

(3) 道路標示

- ア 道路標示の設置位置
- イ 道路標示の損傷、摩耗、退色等による視認性
- ウ その他必要な事項

(4) 中央装置

- ア 中央装置の電源及び送受信レベルの確認
- イ 中央装置の動作状況
- ウ 中央装置の外観及び内部の状況
- エ その他必要な事項

(5) 端末装置

- ア 端末装置の損傷、汚損及び腐食の状況
- イ 端末装置の動作状況
- ウ 端末装置の付帯設備（柱、配管、配線）の損傷、汚損及び腐食の状況
- エ その他必要な事項

第6 補修等

- 1 総括管理責任者及び管理責任者は、点検、住民からの連絡等により、交通安全施設等の損傷、障害等を知った場合は、速やかに必要な補修等を行うものとする。
- 2 風水害等の災害の発生が予想される場合に必要があるときは、事前に交通安全施設等の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第7 報告等

1 点検結果の記録

総括取扱責任者及び取扱責任者は、交通安全施設等の点検を行った場合は、点検の日時、場所、点検者等を点検結果に記録しておくものとする。

2 補修等の報告

- (1) 管理責任者は、交通安全施設等（路側式道路標識を除く。）の損傷、障害等が発生した場合で、緊急の補修等が必要なものについては、直ちに総括管理責任者に報告するものとする。

- (2) 管理責任者は、路側式道路標識の損傷等で、緊急の補修が必要なものについては、速やかに総括管理責任者に報告するものとする。

第8 細部事項

この要綱に定めるもののほか、交通安全施設等の維持管理及び運用に関し必要な細部事項は、交通部交通規制課長が別に定める。